

議案第 5 号

瑞穂町国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 3 月 5 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるため、本案を提出する。

瑞穂町国民健康保険条例の一部を改正する条例

瑞穂町国民健康保険条例（昭和 4 0 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 第 1 号中「別に町長が定める基準」を「町長が別に定める基準」に、同条第 2 号中「扶養義務者のない者」を「扶養義務者のないもの」に改める。

第 1 1 条第 2 項中「。以下「高齢者医療確保法」という。」を削る。

第 1 1 条の 2 第 2 項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「以下「支援法施行令」という」を「以

下「施行令」というに、「第1条」を「第1条の2」に、「支援法施行令第35条第1項第3号」を「施行令第35条第3号」に、「場合に」を「ときに」に改め、同条第4項第2号中「支援法施行令第35条第1項第3号」を「施行令第35条第3号」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

瑞穂町国民健康保険条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次 略</p> <p>第1条から第4条 略 (被保険者としない者)</p> <p>第4条の2 略</p> <p>(1)老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所し、若しくは入所を委託されている者のうち、<u>町長が別に定める基準</u>に該当する者</p> <p>(2)児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所している児童又は同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは同法第6条の4第1項に規定する里親に委託されている児童であつて、民法(明治29年法律第89号)第877条第1項又は第2項に規定する<u>扶養義務者のないもの</u></p> <p>第5条から第10条 略 (葬祭費)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号<u> </u>)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p> <p>(結核・精神医療給付金)</p> <p>第11条の2 略</p> <p>(1)(2) 略</p> <p>2 精神医療給付金は、被保険者が<u>障害者の</u></p>	<p>目次 略</p> <p>第1条から第4条 略 (被保険者としない者)</p> <p>第4条の2 略</p> <p>(1)老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所し、若しくは入所を委託されている者のうち、<u>別に町長が定める基準</u>に該当する者</p> <p>(2)児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所している児童又は同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは同法第6条の4第1項に規定する里親に委託されている児童であつて、民法(明治29年法律第89号)第877条第1項又は第2項に規定する<u>扶養義務者のない者</u></p> <p>第5条から第10条 略 (葬祭費)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。<u>以下「高齢者医療確保法」という。</u>)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p> <p>(結核・精神医療給付金)</p> <p>第11条の2 略</p> <p>(1)(2) 略</p> <p>2 精神医療給付金は、被保険者が<u>障害者自</u></p>

日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 58 条の規定による負担において医療(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成 18 年政令第 10 号。以下「施行令」という。)第 1 条の 2 第 3 号に規定する精神通院医療に限る。)に関する給付を受ける場合であって、施行令第 35 条第 3 号又は第 4 号に該当する者であるときに支給する。

3 及び 4 略

(1) 略

(2)精神医療給付金 第 2 項に規定する場合における自己の負担の額に相当する額。ただし、施行令第 35 条第 3 号又は第 4 号に規定する額を限度とする。

5 及び 6 略

第 12 条から第 20 条 略

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 58 条の規定による負担において医療(障害者自立支援法施行令(平成 18 年政令第 10 号。以下「支援法施行令」という。)第 1 条第 3 号に規定する精神通院医療に限る。)に関する給付を受ける場合であって、支援法施行令第 35 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に該当する者である場合に支給する。

3 及び 4 略

(1) 略

(2)精神医療給付金 第 2 項に規定する場合における自己の負担の額に相当する額。ただし、支援法施行令第 35 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に規定する額を限度とする。

5 及び 6 略

第 12 条から第 20 条 略